



年管管発0513第1号  
平成26年5月13日

日本年金機構年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

東日本大震災により行方不明となった者の死亡一時金の請求期間  
の取扱い等について

東日本大震災（以下「震災」という。）により行方不明となった者（以下「行方不明者」という。）については、「東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族厚生年金等の請求があった場合の取扱いについて」（平成23年6月7日年管管発0607第5号及び平成23年6月10日年管管発0610第3号）により通知したとおり、生死が震災から3か月間分からない場合には、3か月経過した日以降、死亡一時金の請求が可能となる。このため死亡一時金を受ける権利は、基本的に震災から2年3か月で時効となったところである。

一方、失踪宣告を受けた者の死亡一時金については、「失踪宣告を受けた者の死亡一時金の請求期間の取扱い等について」（平成26年3月27日年管管発0327第2号）により、いわゆる掛け捨て防止の考え方に立って、本来の請求可能期間を過ぎた場合であっても、失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に請求があった場合には時効を援用せず、死亡一時金を支給する取扱いにしたところである。

今般、震災による行方不明者に係る死亡一時金の請求期間等について、震災による被害の甚大さ及び上記のような死亡一時金の考え方を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととするので、日本年金機構におかれては、その適切な実施に遺漏のないよう期されたい。

## 記

### 1 死亡一時金の請求期間の取扱い

死亡一時金については、震災による行方不明者の生死が3か月間分からない場合で、震災発生日から3か月を経過した日の翌日から2年を経過した後に請求があったものであっても、別添の「東日本大震災により死亡した死体未発見者に係る死亡届の取扱いについて」（平成23年6月7日法務省民事局

民事第一課長通知。以下「法務省通知」という。)により死亡届が受理された日の翌日から2年以内に請求があった場合には、給付を受ける権利について時効を援用せず、死亡一時金を支給すること。

本通知の発出前に、法務省通知により死亡届が受理された日の翌日から2年以内に請求があった場合についても、死亡一時金を支給すること。

## 2 法務省通知による死亡届であることの確認

死亡一時金の請求書に添付された戸籍謄本等により、死亡日が「平成23年3月11日」、死亡時分が「午後不詳」であることを確認すること。また、死亡届の届出時点において震災により行方不明であった旨の申立書の提出を求めること。

## 3 平成25年6月12日以降に死亡一時金の請求等があった事例の取扱い

平成25年6月12日以降に死亡一時金の請求又は請求の相談があり、時効により支給しないこととした事例についても、法務省通知により死亡届が受理された日の翌日から2年以内に請求があった場合には死亡一時金を支給することとなるため、日本年金機構において保存されている書類等を点検し、支給対象となることが確認できた場合には、個別に連絡の上、支給のための手続きを進めること。

## 4 上記1に該当しない場合の取扱い

法務省通知により死亡届が受理された日又は死亡日（死亡日が不詳である場合で遺体発見日を死亡日と推定する場合を含む。）の翌日から2年を経過した後に死亡一時金の請求があったもの（既に時効により支給しないこととした事例を含む。）についても、未曾有の災害により甚大な被害が生じた東日本大震災の特殊性に鑑み、次のような事情等により請求が著しく困難であったと認められる場合には、その取扱いについて当課に対し協議を行うこと。

- ・両親が死亡又は行方不明となり、未成年者の子のみが残された。
- ・居住している自治体の行政機能が、長期間回復しなかった。
- ・遠隔地への移転を余儀なくされ、また、行政上の手続きが特に困難な事情があった。

## 5 取扱い等の周知

上記1及び4の取扱いについて、ホームページやリーフレットにより一般への周知を行うとともに、市町村に対しても、これまでに、今般死亡一時金を支給することとするケースに該当した者を把握している場合には、年金事務所に相談するように呼びかけを行うよう依頼すること。

あわせて、遺族年金の支給を支払期月ごとに受ける権利（以下「支分権」という。）については、5年で時効となることから、震災により死亡又は行方不

明となった者に係る遺族年金の支分権が時効で消滅することのないよう、遺族年金を遅くとも平成28年6月末までに請求する必要があることについてもホームページやリーフレットにより一般への周知を行うとともに、市町村に対し周知について協力を依頼すること。

【別添】

法務省民一第1364号

平成23年6月7日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第一課長

東日本大震災により死亡した死体未発見者に係る死亡届の取扱いについて  
(通知)

標記の大震災により死亡したと認められるとして、今後、死体未発見の行方不明者を事件本人とする死亡届が大量にされることが見込まれるところ、届出人の負担軽減を図るとともに、届出に係る事務処理を円滑に行う必要があることから、死体未発見者に係る死亡届については、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

記

1 戸籍法第86条第3項の「死亡の事実を証すべき書面」について

死亡届には、診断書又は検案書（以下「診断書等」という。）を添付しなければならないが、「やむを得ない事由」によって診断書等を得ることができないときは、診断書等に代えて「死亡の事実を証すべき書面」を添付することができる（戸籍法第86条第3項）。

「死亡の事実を証すべき書面」とは、特定人が死亡した事実を認定するに足る資料であることが必要であり、死亡現認書等が、これに当たるとされている（昭和24年3月25日付け民事甲第654号通達、同年6月9日付け民事甲第1309号通達）。

2 東日本大震災により死亡したと認められるとして死体未発見者を事件本人と

する死亡届に添付すべき「死亡の事実を証すべき書面」について

- (1) 東日本大震災においては、死体が発見されないものの、被災の状況から死亡したと認められるとして、死体未発見者を事件本人とする死亡届（以下「本件死亡届」という。）がされることが考えられる。

その場合に、本件死亡届に添付する「死亡の事実を証すべき書面」としては、次に掲げるものが考えられる。

- ① 届出人の申述書
  - ② 事件本人の被災の状況を現認した者、事件本人の被災直前の状況を目撃した者等の申述書
  - ③ 事件本人が東日本大震災の発生時に被災地域にいたことを強く推測させる客観的資料（在勤を証明する資料、在学を証明する資料等）
  - ④ 事件本人の行方が判明していない旨の公的機関の証明書又は報告書
  - ⑤ その他参考となる書面（新聞等の報道資料、僧侶等の葬儀執行証明書等）
- (2) 本件死亡届には、上記(1)の①に掲げる書面が添付されていることが最低限必要であり、同書面に加えて、上記(1)の②及び③に掲げる書面が添付されていることが望ましく、さらに、上記(1)の④及び⑤に掲げる書面も添付されていれば、更に望ましい。

なお、上記(1)の①に掲げる書面については様式1、上記(1)の②に掲げる書面については様式2の各用紙を用いて差し支えない。

また、様式1及び2の用紙については、市区町村の窓口に備え付ける等、適宜の方法により届出人等に事前に配布するものとする。

### 3 本件死亡届の取扱いについて

- (1) 市区町村長は、本件死亡届に最低限必要な「届出人の申述書」が添付されている場合には、当該申述書に形式的な不備・記載漏れがないことを確認した上で、当該死亡届を「死亡の事実を証すべき書面」が添付されているものとして取り扱い、受領して差し支えない。
- (2) 市区町村長は、「死亡の事実を証すべき書面」が添付された死亡届については、管轄の法務局、地方法務局又はそれらの支局の長（以下「管轄法務局長等」という。）に対し、当該死亡届の受理又は不受理につき照会することとされている（昭和23年12月1日付け民事甲第1998号民事局長回

答)。

しかし、本件死亡届については、市区町村長は、市区町村が把握している情報（事件本人の被災前の生活状況、事件本人が被災したとされる地域の被災状況、震災後の死者・行方不明者の搜索状況等）を踏まえて、当該死亡届に添付された「死亡の事実を証すべき書面」から事件本人が死亡した事実を認定することができる判断した場合には、管轄法務局長等に対して当該死亡届の受理又は不受理につき照会することなく、受理して差し支えない。

- (3) 市区町村長は、管轄法務局長等に対し、本件死亡届の受理又は不受理につき照会する場合には、可能であれば、その有する情報につき、様式3を用い、情報提供するものとする。
- (4) 管轄法務局長等は、本件死亡届の受理又は不受理につき照会を受けた場合には、所要の調査を行った上で、市区町村長に対し、当該死亡届の受理又は不受理につき指示するものとする。

#### 4 本件死亡届の記載について

- (1) 本件死亡届の「死亡したとき」欄には、「平成23年3月11日午後不詳」と記載するものとする。
- (2) 本件死亡届の「死亡したところ」欄には、東日本大震災が発生した当時、事件本人がいたと考えられる地がある最小行政区画を記載して差し支えない。

(様式省略)